○総務省告示第三百八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年十一月五日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
大岡　敏孝	衆議院議員	大岡敏孝を支える会	東京都千代田区永田町二―二―一	二七、七、一
髙橋　美穂	衆議院議員	高橋みほ後援会	東京都葛飾区金町一―六―一	二四、一一、一九
戸井田祐輔	兵庫県議会議員	清風政経研究会	東京都豊島区雑司ヶ谷二―三―六	二五、一、一
冨樫　博之	衆議院議員	とがし政経フォーラム	東京都千代田区永田町二―一―二	二七、九、一
増山　壽一	参議院議員	増山としかず後援中央会（ことぶき会）	東京都目黒区東山一―二二―一七	二七、八、一〇

○総務省告示第三百八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年十一月五日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
遠藤　宣彦	「遠藤のぶひこ」を育てる会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	二六、一一、一〇
岡下　昌平	岡下政経研究会	公職の種類	衆議院議員	衆議院議員、大阪府議会議員	二六、一二、二
小原　舞	森・里・海の永久物語	公職の種類	京都府議会議員	衆議院議員	二七、三、一〇
髙橋　美穂	高橋みほ後援会	主たる事務所の所在地	静岡県静岡市葵区沓谷六―一四―一一	東京都葛飾区金町一―六―一	二七、八、二五
田母神俊雄	田母神としおの会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区紀尾井町三―三	東京都港区赤坂四―五―二一	二七、五、一
濱村　進	はまむら進後援会	主たる事務所の所在地	兵庫県姫路市西中島二六八―一	兵庫県姫路市佃町七九	二七、八、一
森安　雪子	アジア政経フォーラム	主たる事務所の所在地	東京都港区高輪二―一六―三八	東京都目黒区目黒一―五―一八	二七、八、五

○総務省告示第三百八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年十一月五日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
池末　美光	ＹＳＫ水素エネルギー研究所	二六、一二、三〇
大塚　徹	徹翔会	二七、七、三一
奥村　展三	飛翔会	二六、二、二八
河合　純一	かわい純一と夢をつなぐ会	二七、七、一五
武智　教男	新松山政治経済法律文化懇話会（新生会）	二七、八、三一
戸井田　徹	清風政経研究会	二四、一二、三一

○国土交通省告示第千九十一号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十月二十一日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一　名称
有限会社七尾自動車教習所
二　主たる事務所の所在地
石川県七尾市古府町南谷二十一番地
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千九十二号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十月二十一日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一　名称
有限会社七尾自動車教習所
二　主たる事務所の所在地
石川県七尾市古府町南谷二十一番地
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千九十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十月二十一日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一　名称
株式会社エムアールエスコンサルタント
二　主たる事務所の所在地
大阪府大阪市都島区都島中通一丁目十四番十五号
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）